

平成 27 年度第 4 回二宮町下水道運営審議会会議録

日時 平成 27 年 11 月 30 日（月） 午前 10 時 00 分から午前 11 時 55 分
場所 二宮町役場 2 階 第 1 会議室
出席者 井上良光会長、添田米美副会長、桑原英俊委員、黒木勇委員、菊田稔委員、
海野淳委員、村田耕一郎委員、越地祐佳委員、土谷美智代委員
欠席者 松尾武保委員、市来裕子委員
事務局 都市経済部長、下水道課長、業務班長、業務班主事、業務班主事補
傍聴者 なし

1 開会

おはようございます。本日は、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、平成 27 年度第 4 回二宮町下水道運営審議会を始めさせていただきます。

司会を務めさせていただきます下水道課長の戸丸と申します。よろしくお願ひいたします。

司 会 お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

本日は、松尾委員と市来委員の 2 名よりご欠席の連絡をいただいています。なお、桑原委員につきましては、遅れてご出席される連絡をいただいています。審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、過半数を超えておりますので、会議は成立していることを報告させていただきます。

<配布資料の確認>

司 会 それでは始めに、井上会長より一言ご挨拶をお願いします。

2 会長あいさつ

会 長 皆様、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。皆様に慎重に審議いただきまして、より一層内容がつまってきたなど私なりに解釈しているところですが、予算編成がそろそろ迫ってきていますので、町長の答申を踏まえまして、ある程度の結論、方向性を持っていきたいなと考えていますので、皆様のご協力をお願いします。

司 会 ありがとうございました。次第 3 の議題に入ります。議事の進行につきまして

は、審議会条例の規定により会長が議長となりますので、よろしくお願ひします。

議 長 座ったままで進めさせていただきます。

議事に入る前に委員の皆様にお諮りいたします。当審議会は公開が原則となっています。本日の会議内容は公開して問題があるものでないと思われますが、いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

議 長 異議なしとのことですので、本日の会議は公開とさせていただきます。傍聴希望の方がおられましたら、入室をお願いします。

事務局 傍聴希望者はなしです。

議 長 それでは議題に入ります。議題（1）「二宮町公共下水道使用料の改定について」を議題といたします。事務局より資料の説明を受けた後、ご意見をお聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは、事務局より資料の説明をお願いします。

3 議題

（1）二宮町公共下水道使用料の改定について

事務局 資料の説明に入る前に、前回の議事の中でも話題になりました、一般会計の財政状況について、再度ここでご説明させていただきます。

参考資料1をご覧ください。この資料は、町長が“まちづくり移動町長室”として各地区で開催しております、その際に使用した資料ですので、一般に公表されているものです。

まず決算の状況①についてです。一般会計決算額の推移ということで、平成23年度から26年度までの歳入と歳出の推移を表したものです。一般会計は、約80億円で推移している内容です。

下の財政状況②です。財政状況といいますと、まず一般会計の財政指標を表すもので、町の財政状況がどのような経営状況なのかの指数を表しています。財政指数の推移①ですが、平成23年度から0.796、0.770、0.762、0.757と推移しております。この財政力指数とは、町の財政運営の自主性の大きさを示す指標として、言い換えますと、自前の財源でどれだけ対応できるかというものです。1を基準としまして、1を超えるほど余裕があることになります。1を超えると、普通地方交付税の交付を受けない、いわゆる不交付団体になります。二宮町の場合は、

平成26年度が0.757ですので、普通地方交付税の交付を受けています。

右のグラフをご覧ください。経常収支比率です。経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するために用いるものです。この中には人件費、扶助費、公債費などがあり平成23年度から93.5、94.2、93.0、97.1と増えています。この97.1%というものは、大雑把に説明しますと、100万円の収入に対し97万円は使い道が決まっているということで、残りの3万円について、色々な事業に使っていくということです。因みに二宮町の場合は、平成26年度でみると、上の78億8,644万6千円の97.1%と言いますと76億5,773万9千円ということで、約2億2,800万円が一般的な事業に使えるということになります。97%近くは使い道が決まっているという数字になります。

1枚めくついていただいて、財政状況③です。将来負担比率です。これは平成23年度から90.9、82.7、70.2、68.5です。一般会計が将来負担するべき実質的な負債をどのくらい見ているかを表したものです。下に早期健全化基準として350と書いてあります。350になつたら健全化計画を作つていきなさいということで、失礼な言い方かもしれません、北海道の某市などは350を超つてしまつたということになります。数字で見ますと二宮町はまだ68.5だからいいじゃないかと一見見えるのですが、二宮町も借金をしながらとりあえず維持をしているという数字です。

右の実質公債費比率です。これは、町の地方債（借入金）の返済額の大きさを財政規模に表したもので、これの3箇年間の平均を表したもので、平成23年度から5.4、5.1、5.7、5.7です。この早期健全化比率が、下にも記載されていますが、25、35となるわけですが、25を超えると単純に借金ができなくなります。今のままであると、町の判断で借金ができるのですが、これが25に近くなると県からの指導が入りりますし、35になると国の許可を得ないと借金ができないという、非常に厳しい数字になります。二宮町は5.7ですので、数字的には一見良いように見えるのですが、注意が必要なものです。

決算の状況④です。これは、社会保障関係費ですので、参考までに見ていただければと思いますが、平成22年から平成26年にかけて社会保障関係が毎年増加しているものです。

参考資料1は以上です。

事務局 参考資料2をご覧ください。ただいま一般会計の現状について説明しましたので、次に下水道事業特別会計について、今後一般会計繰入金がどれぐらい必要になるかの予測になっています。

平成27年度から現在繰入金がピークを迎ると予想されています平成32年度までのグラフとなっています。ダイアモンド型のマーカーが付いているものが改

定をしない場合です。その下、三本グラフがありますが、これが前回、前々回でお示ししました改定案A、B、C、それぞれ改定した場合にどれぐらい減額されるかという比較のグラフになっています。繰入金がピークを迎える平成32年度の例で申し上げますと、改定を実施しない場合は、金額としておよそ4億6千万円にのぼると予想されます。改定を実施しますと、使用料収入が増えますので、繰入金の総額はその分減少し、例えば前回事務局から提示しました改定B（151円／m³）の場合だと、平成32年度では約4億2千万円となり、約4千万円減額されるという試算をしています。

参考資料2は以上です。

事務局 参考資料3です。これは、以前にも参考資料として付けさせていただいておりますが、平成25年度下水道事業比較経営診断表です。全国規模で二宮町の類型団体を統計的に出しています。表の中に「事業の概要」、「施設の効率性」、「経営の効率性」というものがありますが、「経営の効率性」に使用料単価というものがあります。平成24年度の二宮町は123.78円、平成25年度は130.82円となっています。101団体中の70番目で、類型平均というものが149.78円ということです。

その他は細かいところですので、参考としてください。

参考資料1、2、3については以上です。

議長 ただいま、参考資料について説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。

委員 町の人口ですが、年々下がって、世帯数も下がって、これが事業費その他の経費に影響することになるのですが、これから先の見通しは分かりますでしょうか。

事務局 平成12年がピークで3万802人、それから年々下がってきておりまして、平成27年が2万8,479人です。20年後の平成47年にいきますと、2万2,225人というところで今から大体6千人近くは減っていくというような人口規模です。

事務局 その先です。平成72年、2060年になりますと1万4,376人という推計が出ているのですが、これは社人研というところが出したものです。このような推計が出てしまっておりまして、以前増田元総務大臣が言われた消滅都市の中に二宮町の名が入ったというところです。町としてもこれではいけないということで、子育て支援など定住促進の施策、そういうものも踏まえてやっていこうということで、人口ビジョンを検討しまして、この1万4千ではなくて、合計特殊出生率、一人の方がお子さんを出生する率を2.07に補正させていただきまして、そうする

と平成72年が約1万7,500人になります。町としては1万7千人以上というものを目標にこれからやっていこうというところです。

委 員 年々減少傾向にあるというのは、二宮町に対してどのような理由付けがされているのでしょうか。二宮町独特のものなのか、あるいは他の市町村にも同じような理由付けがあるのか。

事務局 減少の理由の一つには自然減、出生率よりもお亡くなりになる方が多いということと外へ転出される社会減が大きな理由があります。二宮町の場合だと、昭和40年、50年に住まわれた方で、お子さんが成人されて勤められると、どうしても会社側へ、二宮町より近い都心へ移住されるというのが大きな理由ではないかと考えています。

議 長 参考資料についての説明は以上でよろしいでしょうか。それでは資料についての説明をお願いします。

<資料1～3について、事務局より説明。>

議 長 ただいま事務局より資料についての説明がありました。それでは質問を受けたいと思います。

委 員 町としては150円／m³をお考えということですね。資料を拝見させていただくと、よく纏まっていると思います。この金額だと類型団体平均にくるので、町の方々のある程度のコンセンサスも得られると思いますが、これから先の話として先程3年に一度の改定、最終的には52%と、これから先の見通しとしても、シミュレーションしてみると類型団体と大体同じような傾向になるのでしょうか。

事務局 ここで示しました平成25年度下水道事業比較経営診断表は、決算統計というものの数字を基に作っておりますので、将来の推計についてのご質問なのですが、それと今回お示した10年後の関連性は、そこまでのシミュレーションはしておりませんし、今のところその判断はしかねます。

委 員 今回の改定幅に関しては、大体類型団体のところまでできているので、このぐらい必要になるという町の方々への説得はある程度できると思いますが、ではこれから先どのぐらい上がっていくのかということは、町の見通しと、同じようなグループの各市町村の見通しとの対比もある程度シミュレーションしていかない

と、少なくとも10年ぐらい先までは必要ではないかと思います。

事務局 今のご意見、ごもっともだと思います。基本的なところで、汚水処理については100%賄いなさいというのが大前提です。その部分については、各市町村100%を目標に動いておりますので、3回で割るのか、4回で割るのか、ずっと引きずつていくのかということも目途にしていきたいところですが、その辺も各市町村は目標に動いていくということです。

委 員 全国でなくても、例えば県内の似たような市町村とはそういった話し合いはされているのですか。

事務局 二宮町の場合もそうですが、諮問があつて、答申を出して料金改定という流れは各市町村とっています。その中で3年に一度使用料の見直しをするのがふさわしいことですので、それが上がる・下がるは別として、3年に一回は料金の見直しをどこの市町村も行っていく予定です。その結果上がるというのは引き続き出てくると思いますので、二宮町の場合も3年後の状況はよく分かりませんが、最低でも3年に一度ぐらいは見直しをして結論を出していく予定です。

委 員 こういうことははっきりとお示しされた方が、説得力があると思います。

もう一つは、酒匂川の処理場の処理費用です。この辺の将来の見通しは分かれているのでしょうか。例えばこの3年後、10年後変わらないのか、それとも改定されていくのか。

事務局 具体的な数字は手元にないのですが、処理費用としまして流入量というものもありますが、施設の維持管理費はこれから年々上がっていくということですので、その部分の経費については上昇傾向です。協議会というものがありまして、そこで試算されています。

委 員 そういうことも町の使用料改定にもある程度組み込まれていると考えていいのでしょうか。

事務局 はい。

事務局 流域下水道の維持管理負担金のことで補足申し上げますと、これは概ね向こう3年間の見通しを協議会の中で出していくことになっていまして、現在見通して見えているのは平成29年度までです。資料2のグラフに組み込んだものとしまし

ては、平成29年度までは見通しが出ている計画値を算入しています。平成30年度以降については推計値となっています。

委 員 数字が一人歩きしているような気がして、どうしてもそのような感覚が拭えないので、例えば類型団体の使用料比較を持ってきてもそれぞれの市町村の財政規模は加味されていないのでしょうか。あとは、人口普及率に関しては、整備しましたよという面積の人口ですよね、例えば大網白里市が47%の普及率になっていても、ひょっとすると皆が接続していたら状況としてはうちよりはましということにはなりませんか。

事務局 人口普及率と処理区域内人口の部分でピックアップしておりますが、この部分につきましても今言われた財政規模については入っておりません。あくまでも統計上人口普及率などが同じような部分を拾い出しております。

委 員 数字が出てくれば出てくる程「本当に上げなければいけないのかな?」という疑念がでてくるもので。先程人口の減少の話をされていましたが、自然減と社会減のどちらが多いかによって、例えば自然減が多いのであれば、世代がそのまま上がっていくのだから収益はそのまま維持できるけど、逆に何らかの事情で、先程おっしゃった、お子さんが育ったから外に出て行ってしまう人が多ければ、シミュレーション自体成り立たない可能性が大きいかなと。例えば、子供が二十歳になりました、成人しました、私たちここに居る必要ないから都心に行きましょうと人口の都心回帰のようになってしまえば、お金を割と使っていた、ちゃんと接続して払っていた方たちがいなくなれば更に減収になっていくから、そのあたりの詰めが甘いような気がしました。そうすると、今私たちが使用料を払っていますが、その払っている人たちがこの先70, 80歳になってもずっと払い続けなければならないのか、今高齢の方で接続していなくて逃れていっちゃっている人の差を埋めていかないと、町民全体に納得していただけないのではないかという気がします。

事務局 委員が言われるのはもっともの話ですが、前回そのような話があった際も100%皆さん接続していただければそれにこしたことはないのですが、何らかの形で接続できない状態もあり、これは100%になるよう我々も努力していきますが、今接続している方にはそれなりの利用した分を負担していただいています。今まで接続されていない方については、別のものでやっていただいている。しかしそれは、エリアとして公共下水道というものが存在するわけですから、皆さんで公共下水道に接続して、皆で環境を良くしましょうというものが下水道事業です。早く接

続したから、遅く接続したからと言って、損か得かという表現はおかしいのですが、やはり早めに接続していただいて使用されているのでそれなりの費用負担をしていただいている。現在接続されていないから得をしたというものではないと思いますが、やはり使用すればその分の処理費用がかかってきますので、その分を費用負担いただいている。100%接続していただければ、当然川もきれいになりますし、海もきれいになるのですが、やはり時間差的なものはあるにしても使ったものは使ったもので費用を負担いただくもので、得か損かというものはうまく言えないのですが、それなりの費用効果は出していただけると思います。

委 員 時期的な問題で、各家庭の財政が今あまり良いというわけではないという状態で値上げをして、3年ごとに見直しますというビジョンが見えてしまった時に既存の人達が「じゃあ接続するのをよそうかな」という気持ちになるとしますよね。そうすると、今二宮町で新築の率がどれだけあるかは分かりませんが、新築の方は強制的に接続すると、でもそうではない人たちが接続しなかった時に、この先その人たちがずっと接続しないと仮定した時にこのシミュレーションは成り立っていくのでしょうか。既に家があって下水道が整備されていても接続しませんという人がその先ずっと接続しなかったとしたらというシミュレーションではないですね。上がっていくことが分かると逆に接続しなくなってしまうかなと、その辺がどうしたらよいかは分からぬのですが先を示した方がきちんとしているのは確かなのですが、この数字だけ見ると躊躇する人が増えるのではないかなど、もっと接続しなければならないような何かがないと逆に減収にならないかという不安があります。

委 員 町民の方々のエコロジーといいますか、環境汚染に対する意識の高さだと思うのですね、一つは。そういうのが根底にあって、住んでいる人として水をきれいにしよう、環境汚染を良くしようという意識があって、そのためには突出したものは別として、全国平均であればある程度義務として仕方がないのではないかという意識の植え付けも必要ではないかと思います。例えば今150円にしたとして、類型内順位はどれぐらいになりますか。

事務局 50番前後ぐらいになります。

事務局 今委員がおっしゃった、「処理区域内人口は同じでも接続している人はどうなのか」と言われますと、それはその通りでして、試しに水洗化人口実際に接続して使用料を払っている人口で近いところを集計したデータがありますので、この場で情報提供させていただきます。資料3－1の表に倣いまして、①の表に4,721

円というデータがありますが、これを水洗化人口とした場合は、同じく上下3団体の平均で5,080円という結果が出ています。処理区域内人口比よりは若干高めに出ているということです。

委 員 ①の方より実際に近いということですよね。

事務局 何をもって実際というか難しいところではあるのですが、委員がおっしゃったように、「実際に使用料を払っている人数が自治体の中にどれぐらいいるのか」、と実際接続して払っている人たちの人数で比較すると、こちらの方が近いということになりますね。

事務局 水洗化率の話ですが、参考資料3をご覧いただくと、施設の効率性の一番下の段「水洗化率」というところで、平成25年度の二宮町の水洗化率73.1%、類型平均は85.3%、類型順位は94／101です。

委 員 この差が引っかかります。いたずらに反対しているのではなくて、上げることによって状態が悪化するのではないかという不安があるので、そうすると、“状況が悪化したのでまた値上げしないと”という負の連鎖になっていくのは嫌だなという気持ちです。

委 員 水洗化率は他の市町村に比べれば低いのかと思いますが、これから先努力されても多分そう変わらないのではないかと思います。新しく団地が出来たり家が建ったりすればほぼ全部接続されるのですが、今まで水洗化されていないご家庭は、何件かは接続するかもしれません、今の70数%が90%、100%になるのは難しいと思います、実際問題としてね。希望は別にして思うのです。そういうことも考えて、こういった計算の仕方をとるのが一番現実的な方法ではないかと思います。ですから、これから水洗化率を上げて100%にするからという議論はあくまでも絵に描いた餅のような気がして現実をよく見据えた上で具体的な数値・議論をやっていく必要があると思います。そういうところで、この150円が一番リーズナブルなものかどうかが一番焦点になるところだと思いますが、類型平均であればそれほど突出したものではないと思います。先程から申し上げていますが、これから先のことですよね。どういうふうな見通しがあるのか、そのところが一番大事ではないかと思います。例えば、今回この改定を据置したところでいずれやらなければならない。しかし、その先行きの見通しがどうなの、というところははっきりビジョンを示さないと今回の改定の理由付けが確定しないと思います。ですから、接続率とか色々なことも含めてこれから先はこのような見通しがあり

ますよということをシミュレーションする、しかも絵に描いた餅ではなくて現実をよく見据えた上での二宮町としての、あまりいい格好しても先行きが煮詰まってしまいますので、現実をよく見据えた上でこれから少なくとも10年ぐらいまでシミュレーションをやっておく必要性があると思います。本年度までのデータを見るとよく纏まっていると思いますが、これから先のデータですね。

議長 資料の冒頭でありましたが、国が下水道に対する指針を出していますよね。全国的に各市町村で指針に沿って動いているのでしょうか。おそらく各市町村でも一般会計からの繰出金を減らしていくという動きがあると思うのですが、そういった意味でこの指針はどの程度の効力というか、強制力というか、それは各自治体の受け取り方かもしれないのですが、方向的には全国的にも見直しというのを進められていくと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 将来的なビジョンといいますか、当然値上げなり料金改定のところで意見交換させていただいております。今お話しにありました全国平均の150円は各自治体目標にしています。各自治体の財政規模なり状況はまちまちですので、それを150円になるのを目標としているのですが、これが5年で終わるのか10年で終わるのかというのは各自治体によってばらばらです。県内で言いますと、そこがあくまで目標ですが、状況なり住民の理解を得ながら近づけて上げていくという方向は各市町村同じです。いずれにしろ150円は各市町村目標として料金改定を考えています。

委員 公共下水道の工事が後何年かで終わりますね。あれに使う費用とこの下水道の料金は関係ないですよね。これはあくまでも処理費用に対して出てくる値であつて公共下水道工事に何億かかるというのは関係ないですよね。ということは、あれが終わっても処理費用は変わってこないということですね。

事務局 工事費用としては、工事が終わればそれで終わりますが、その工事のために借金なり借入をしておりますので、それを返すための返済金があるので影響がないとは言えません。

委員 それはこの費用に組み込まれているのですか。かなりの部分が組み込まれているのですか。

事務局 はい。

委 員 ということは、やはりその辺の部分の先行きの見通しということにも関係してきますよね。いつまで事業がかかるのか。

事務局 ある程度工事が終息と申しますか、100%までいかなくても98%ぐらいまでいけば見通しというのはより近くなってくるのですが、今年決めた5年後ここまでやろうという計画はあるのですが、それが国の財政状況によって先延ばしとなる場合があります。そうすると、整備する計画年数も延びてきてしまいます。

委 員 先行きの見通しを出すのにその辺がネックになる可能性がありますね。

事務局 平成27年度でもっている将来の計画もありますので、それを基にシミュレーションなり計画を立てているのですが、これが実際に平成28年度になるとまたその段階で少し変わってしまうところがあるわけです。そうするとまた昨年作った計画から若干数字が変わってしまうことになりますが、ただビジョンとして大きなものについては変わらないものがございますので、それを目標に動いています。

委 員 会長、年内にもう1回ありますよね、12月に。そこの段階で大体決めるということになるのですか。

議 長 12月の審議会は答申案をまとめようとする形になると思うのですが、どうですか
事務局。

事務局 今お話しがありました、今日が4回目あと12月と1月を予定しているのですが、最後の時は答申ということで、形を作りあげたものを出したいと思いますので、12月の時にはある程度固まった状態のものを出したいと考えています。

委 員 12月の段階では、会長が答申書の案を作られて、それを審議するということになるのでしょうか。それは1月でもいいのですか。

議 長 1月は町長に答申書を渡す段階です。ほとんど審議なしで形だけのものなると
思います。

委 員 ということは、ある程度今日の段階で決めておく必要があるということですね。
その決めるということはどういうことで決めるのですか。例えば一般的に過半数だ
とか会長決裁だとかありますよね。

議 長 できれば皆さんのが総意というものが望ましいのですが。答申に「こういうことに
なったけど、こういった意見もあったよ」ということもできるのですよね。

事務局 それは当然ご意見として出させていただきます。あくまでも、それは審議会の
総意と言いますか、意見ですので、決定事項ではありません。審議会としてはこ
ういう結論を出しましたけども、こういう意見の中で導いていったという経過も
当然文書の中に入ります。それを基に町として判断させていただいて、次の
段階に入ることになります。

委 員 個人的には、今日色々な意見が出ているのですが、そういったことも加えて会
長の方である程度決裁していただいて、それに対して反対意見があれば出してい
ただくとして決めるのが一番決めやすいのではないかと思います。

委 員 もう一度原点に帰って、なぜ改定しなければいけないのか。一つはですね経費
回収率を100%にできるだけ持っていくたいということですね。それともう一つ
は財政的な部分で、一般会計からの繰出しをどうしてもカットしほしいと言われ
ている部分を何とかしてほしいということですから、この二つを今回の改定の大
きな目的ということでやるというふうに理解してよろしいですか。

事務局 はい。

委 員 そうすると先程説明になりました、経常収支比率が非常に厳しくなってきたと、
100に近くなってきているということであれば、下水道をお使いいただいている
方たちにご負担いただく形でもお願いしなければいけないのかなと思うのです
が。いかがでしょうか。他の委員の皆さんにも同じようにお考えいただければい
いのですが。

議 長 事務局案として13%という方向性が出ていますが、できればその辺についても
皆さんのご意見を聞かせていただければと思いますが、いかがでしょう。

委 員 資料2のところで13%ということで出ていますが、これがいいのかどうか具体
的にお話しいただくことでどうでしょうか。

事務局 それでは、13%でいいのかどうかご意見をお願いします。

委 員 13%はどの段階も13%ということですか。

事務局 やり方というのもおかしいのですが、今言われた均等に13%上げる方法と前回平成24年度の時のように各排水量区分について分けていくこともありますので、その辺も変えていかなければならぬかなと考えています。

委 員 消費税が上がった時はここに反映するということですか。そうすると、仮に13%とこちらで決めてても、見かけ上の金額はもっと上がっちゃうということですね。そうすると、きちんとした知識がないと、「今回の改定ってこんな！」と驚きをもって迎えられると思うのですが。

事務局 前回の資料3ご覧ください、現行70.8%の経費回収率です。事務局でお示ししましたのが経費回収率を70.8%から80%に上げたいということで、その時の使用料単価が151円、その改定率が13.1%ということです。消費税につきましては、現行8%の消費税ですが、これを国の方では10%にしたらどうかという話が出ております。その予定が平成29年4月からということです。まだはっきりとは決まっていないのですが。仮に今回値上げをさせていただきますと、平成28年の7月を予定しておりますので、その時点では8%の消費税がそれにくついてくるわけですが、翌年の平成29年の4月にはプラス2%の消費税が乗っかってくるということです。料金的にはそういうような値上がりが予想されます。

委 員 そこでまた変更にかかるソフト代がかかってくるということですか。

事務局 消費税についてはかかりません。

事務局 先程委員から、なぜこの時点で上げるのか、原点に帰ってという話がありましたので、やはり下水道経営をやっていく上では、ここでようやく経費回収率が70.8%まできたのですが、どうしても一般会計の方の財政状況が将来に向けても人口減少等の問題もあり、一般会計の方も当然シミュレーションをしております。それに関連して下水道の方も独立採算の原則で経営をしている関係で、使用料収入をもって経営をしていると、その不足分が、何回も説明をさせていただいていますけども平成26年度では約1億円の不足が出てしまっています。その穴埋めをするために値上げをさせていただくと、それが出来なければ一般会計から繰入れてもらわなければならないということです。元の方からも苦しいと言われてしまっていますので、どうしても担当としましては、是非上げさせていただきたいということでご審議をお願いしているところです。

それと、今日の資料で資料2になりますが、13%今回提案させていただきまして、将来的に4回改定すると経費回収率100%になりますというシミュレーション

です。これも一つのパターンとしてお示しさせていただきました。最初に13%がいいのか、その後に10.5%が3回という計算上のことになりますので、これを例えれば平準化するなど色々なパターンが考えられると思います。それは、どうしてもいっぺんに高くすることが難しいということであれば、そういうふうな方法論も出てくると思いますので、その辺もご検討の中に加えていただければと思います。

議長 今事務局からもありましたけども今回13%に限らず、4回の値上げを平準化したらどうかという考え方もあるという話でしたがいかがでしょうか。今の見通しでは今回13%で3年後は10%でやっていくということですが、これから先は分からなくなってしまいますよね。それはまた12%になるのか13%になるのか情勢によっては変わってくることもあるのですよね。

事務局 はい。

委員 先程の話からすると、改定率を平準化してもいいのか、或いは今回はどうしても13%が必要なのかどちらでもいいのですか。

事務局 明確な根拠としましては、3,000円／20m³・月を第一に考えています。どうしても改定率が高いというお話しであれば、方法論として平準化というものもありますという話です。あくまでも事務局としては150円を目標とさせていただきたいということです。

委員 改定するにはそれなりの理由があって、是非これでお願いしますという話と、平準化してもいいですよとか、はっきりしないところがあると、ちょっと我々としても迷うのですが、町として是非これでお願いしたいですと、これはこういうことでは非必要なのですということであればそれをベースに考えて、まあ150円であれば全国平均の真ん中ぐらいかとか色々な理由付けがあって意思決定もできるのですが、平準化という話が出てきたので、町の財政ってそういうことでいいのかなと逆に思うのですが。

委員 私は、資料に出てきている数字は事務局として望ましいとして出てきていると理解しているのですが、それをこうしろということでやってしまうと諮問に素直に答えられなくなってしまいますので、そのところをもっと揉んでほしいということだと思うのですが。

事務局 そうですね。前回の資料3ですと経費回収率が80%で改定率が13%です。ここのこところで厳密に言いますと、使用料単価151円になりますので、この計算上で150円というところになりますと、経費回収率79.5%、改定率にすると12.3%という数字になります。あくまでも当初お示しさせていただいたのは経費回収率80%というものでございますので、改定率の問題というのはこの表のとおりです。

委員 分かりました。この13%という数字は排水量でいうとどの部分に重きを置いた数字なのですか。一番多いのが16～40m³というふうに話していましたけど。

事務局 やはり16～40m³の部分に重きを置かせていただいています。

委員 基本料金というのは変わらないのですか。16m³までという。

事務局 考え方としまして、色々なものがあるのですが、全体で均等に上げて行った方がいいのか、そこでバランスを見ながらやっていったほうがいいのかということです。

事務局 今のご質問についてですが、まず改定の進め方ですけども、まず全体的に改定率を先に決めて、その中で排水量の体系の中で今言われました基本料金にも改定率をかけるのか、もしくは基本料金は変えずに従量制、使った量だけのところに對して改定をしていくのか、色々なパターンが出てきます。ですから、出来ましたら、先に全体でいくらという値上げの率を決めていただいてから、その後でどこに重きを置いてどこを薄くするともしくは一律かけましょうというような議論はまた次の段階でということです。

委員 そうすると、この使用料の150円は変わっていませんか。全体に13%かける場合と例えば一番多い16～40m³のところに重きを置く場合で改定率は変わっていませんか。

事務局 もちろん、水量の体系のところで変わってきます。

委員 全体で13%と言っても、例えばその一番よく使うところがもっと値上がりになる可能性もありますね。

事務局 そうですね。

委 員 例え、我々が一番多く使っているところが13%以上の改定率になる可能性もありますよね。

事務局 はい。それは、累進度という扱いを変えれば、今言われましたように排水量の多い少ないによっては改定率が変わってくるということです。

委 員 各家庭がどのような水量を使っているかよく分かりませんが…

事務局 前回の時に改定をさせていただいた率が20.4%だったのです。この時は、排水量が少ない世帯、例えば一人暮らしとか生活困窮者などあまり水を多くお使いにならないところはあまり高くしてはいけないということで、そのところは抑えた形で改定させていただきました。結局その部分はどこにいくのかというと、多量にお使いになるところですね。二宮町ですと企業さんです。1,000m³以上ですかお使いになるところに負担いただいているというような形ですね。

委 員 13%というのであれば、町民として一番使うところの16~40m³のところプラス α ぐらいのところを13%にしていただきて、基本料金のところは出来るだけ抑えて、大量を使うところにプラス α がかかってくるというのが望ましい気がします。前回もそういうふうにされているのであれば。

事務局 参考ですけども、市町村によっては家庭用と企業用の二つに料金表を分けて対応しているところもあります。大きな企業で水を大量に使う市町村もありますので、そういうところだとやはり町民用市民用か企業用か排水量のバランスも判断の中に入れて改定率を決めているところもありますが、二宮町の場合だと大きな企業と言いますか、大量に使われているところも工場に使われているという程ではありませんので、他所に比べればやはり一般家庭の中で使われている水の方が多いということありますので、そこを中心にご検討いただければと思っています。

委 員 前回と同じようにですね、改定率20.4%の加算を基本として、40m³以下の従量単価を抑えつつ経費回収率を目的の数字を持っていくということだったので、出来ればその考え方でいっていただければなと思うのですが。

事務局 そうですね。前回は改定率が20.4%と高かったのです。二宮町で一番排水量が多いのが37m³ということで、そのところの金額にして500円ぐらい前回に比べて上がりますということで、500円程度であればよいのかなとご意見をいただい

た中で、今言われたような改定の中に旧使用料の単価に対して20.4%の加算を基準としてというような文言を入れさせていただきました。これが低い改定率であれば、全ての基本使用料から水量のそれぞれの区分ごとに一律かけてしまって改定するというようなことも考えられると思いますけれど、その改定率に応じて取り扱いをしていきたいと思っております。今回の場合も二桁改定になりますので、今言われた取扱いもいいのではないかと思っています。

委 員 具体的に、一番よく使う37m³ですか、今回13%の改定になったとして、2ヶ月でどのぐらいの値上げになるのですか。

事務局 前回の資料3をご覧ください。13.1%ですとBの段になりますが、37m³ですと565円のプラスです。

委 員 これは2ヶ月ですか。

事務局 はい。ですので、今ご意見が出てきましたが、具体的に13%か150円、150円と言いますと先程申し上げたとおり12.3%になるのですが、この辺で排水量毎の金額がどういうふうになるか、前回の参考資料①にあるように各排水区分毎にいくら変わるかというものを資料提供させていただければと思います。これは24年度に上げた時の金額なり、改定率になります。

委 員 話を聞いていると段々分からなくなってきたのですが、13%でも13.1%でも12.3%でもどっちでもというような流れになってきてしまっていますが、実際に足りないのですよね。必要なんですよね。私たちの感覚ですとこれだけ足りないから逆計算かなと思うのですが、これだとこっちにしてこの金額でも何とかなるしこっちでも何とかなるみたいな印象があるので、それだとちょっと納得しにくのですが。もう切羽詰ったものがあって、これだけなければ一般会計からはこれしか来ない、もうダメだからこれだけにしましょうぐらいのもう少し具体的な数字がないと、どっちでもいいのだけどちょっと上げたいなという感覚というか気分に段々なってきたのですね。

もう一つは資本費を償還していく段階で、我々の関係だとローンを組んだ時に早いうちにぱっぱ返していくと全体を縮小できますよね。もし今の段階で先送りではなくて、ある程度のところでどんどん返してしまえば先に行った時に、人口が減少した時にその分の償還が少なくて済むのか、それとも元利均等などいろいろありますよね、均等で行くからその部分は関係ないのだよという、その辺りも示していただけますか。早めに払ってしまった方がいいのか。

事務局 確かに最初にどんと還すことができれば後は楽になってくるのですが、今の段階で1億円ぐらい足りない状況があるわけです。足りないのは一般会計から補填してもらっているわけです。これが毎年1億円なり2億円なり、一般会計が裕福であればこれだけ足りないから頂戴と言えるのですが、そこまでは回せない、するところだけしかあげないから、これだけの中でやってくださいという形になってしまっているわけです。これだけ足りないからこれだけやるというのは出ないのです。

委 員 そこが、今13.1%という数字が一人歩きしているけど、実際に足りない、こうしなければならないということでいくのか、なんとなくこうした方が、回収率が上がるからその方が助かるなということなのか、その辺の気持ちなのですが。まだいけるのだったら別に何も今改定しなくてもいいじゃないっていう、そういう気持ちでは我々も決定しづらいのですが、どうなのでしょうか。

事務局 本来ですと、一番望ましいのはやはり経費回収率100%なのです。ここで100%まで上げさせてくださいとは言えないです。やった場合、改定率が多分45%ぐらいになるのですが、いきなりこの改定率は議会でも否決されちゃうと思いますので、それはできません。やはりご負担いただく可能な率があると思いまして、今回は経費回収率80%まで上げていきたいということで、そこが13.1%だったと、何回も同じことを申しますが、それが151円だと、国ガイドライン150円より1円オーバーしてしまうのですが、そこはどうなのかということです。やはり150円なら150円の方がいいのではないですかということですと、一つ下のところになるのです。ですから、もちろん1%でも高くさせていただきたいのは山々の気持ちです。少しでもいいのです、ということではないのです。そこはご理解いただける範囲の中で今回改定をさせていただきたいというふうに思っています。

委 員 私の理解では、いくら足りないから使用料をいくらとってくれよということだと審議する必要がなくなってしまうのではないかと思うのですね。だから審議会で諮って、ここまでだったら皆さんご負担していただけるのではないかということを検討していただくのかなと思っていたのですが。

委 員 数字からこちらで考えればいいということですね。

委 員 そうですね。だから全体で500円ということでしたが、それが200円とか300円とかこちらで判断してそれが適当だよということが話せればいいことですね。どうしてもこうでなければならない、それで後の足りない部分は下水道課の方に

一般会計の方と折衝してもらうしかないと思うのですね。だけども、何とか13%はというのが事務局案ということですね。

委 員 私も下水道をやってきましたが、管渠を作るだけで使用料というのは考えなかったですね。なかなか難しいなと感じます。

議 長 おそらく、事務局としても13%というのは、これだけは認めてもらいたいという考え方で出されたのだと思いますが、下水道を使用されている方の負担を軽減すればするほど町のサービスが悪くなってくるというような考えもありますよね、一般会計から繰入れるということは。だからそういう意味で平準化ということも先程ありましたけども、事務局としてはある程度認めてもらえる額ということで、ちょっと高めなのですがどうなのかなということで、案も出たのかなと思います。これから何年か先10%で済めばいいですけど、おそらくそれ以上になる可能性もあると思います。その辺も踏まえて、13%の値上げを皆様方で了解をもらえればと思います。できれば経費回収率85%、本当はそっちに持っていきたかったのでしょうけども、この審議会の中でせめて13%ぐらいがお願いできないかなという事務局の案だと思うのですが。

委 員 今まで4回審議てきて、言い出したらきりがないけどもそれぞれ皆さんのご意見がありましたので、私個人としてはこの13%の案は了承したいと思います。

議 長 意見のある方は挙手をしてお願いします。

委 員 下水道を使用しているのですが、やはり拭えないのが使用していない方との不公平感。何回もお話しに出てきていると思いますが、そこを葛川もきれいになるなどしっかりとアピールしていただきて、接続していただけるようにアピールをしてもらいたいと思います。

議 長 接続率をもっと上げてもらいたいということですね。

委 員 そうですね。

議 長 これは努力していると思うのですが、その辺も答申の中に入れたいと思います。

事務局 何回かその辺の話も出されていると思いますが、やはり接続されていない方との不公平感という話だと思いますが、逆に申し上げますと下水道を工事する時に受益者負担金というものをお支払いただいています。それは工事をするために、

工事費の一部とするためにそのお金をいただいているのですが、接続していない方にもそのお金は払っていただいている。接続されていない方は下水道の恩恵がまだ受けられていません。接続していないから使用料を払わなくて済むという考え方ではなく、接続していただければ下水道の恩恵が受けられますよと考えていただいた方が、私はありがたいと考えています。それで払わないから得をしているというのではなく、払えばきれいに処理できますということで、それも環境に役立っていますというふうにご理解をいただきたいと思います。

委 員 接続するときの工事費の問題ですね。それが一番大きいです。

事務局 そうですね。そこの部分は一時的にもある程度大きな金額がかかってしまいますので、ご負担いただくのは個々によって金額も様々だと思いますので、その辺につきましては、またご理解いただけるように担当課としても考えていきたいと考えています。

委 員 相反する気持ちがあるので何ともですが、上げなければいけないというのは理解しています。ただ、その見通しの甘さが気になって、今ここで上げて、でもこれじゃ足りないからまた上げてというのがあるので、もう少し将来図を…とにかくここで気になるのがここで資本費の返済が上がった時に本当に10.5%の改定でいけるかどうかの不安はあります。だとすると今の13%の改定の数字が妥当な数字かというのが私の中では消化できません。

もう一つは、先程言った接続率に関しては、やはり町民の皆さんに浸透していないのですね。環境基本計画にもちゃんと出ているはずなのに、それが町民の皆さんがまだしなければいけないという気持ちになってないので、二本立てのような形で、こっちも上げつつ回収率も上げつつなので…纏まっていますが、気持ちの上ではまだ揺れています。

委 員 どうすれば一番いいとお考えですか。結論としては。

委 員 上げざるを得ないのか、ただもっと言うなら、本当に適正に出た金額を使われているかという、そこについてはいないのかなと審議会として。支出で抑えられる分があるにもかかわらず回収率が足りないよと言っているのか、その部分がまだはっきりしないので、私は保留にせざるを得ないです。

事務局 そうですね。分かります。今言われる31年度の見込、将来先の状況というのは色々状況が変わったりしますので、今現在一番近い確かな数字というのがあるの

ですが、回収率77%と10.5%という数字を出させていただいております。

事務局 改定率10.5%を先に決めさせていただいたから、経費回収率が77%になりますと、そういう順番で出した数字ではあるのですが、10.5%の根拠ということで申し上げますと、これは31年度時点で見ていないのです。あくまで平成37年度を目標に経費回収率100%を目指すというシミュレーションですので、資料2の下段、説明の表のところの料金改定率をご覧いただきたいのですが、平成37年度に100%達成することを目標として、初回を13%に固定した場合、10.5%の改定を残り3回行うことで達成できますという計算になっています。

ですので、残念ですが委員がおっしゃったように“平成31年度に10.5%”改定の根拠はない状態です。あくまで平成37年度を最終目標にして、そこまでのベンチマークとして作らせていただいたものです。10年後を目標に3年に一回改定するとした場合は、このタイミングで10.5%の改定が必要だったという結果です。例えば37年度でなく42年度に100%達成する場合にはどうなるのかとなりますと、改定回数が1回増えますので、上り幅としては若干緩やかなカーブになっていくという予測は出ています。

委 員 参考までに聞きたいのですが、この下水道運営審議会の出席者で学識経験者の方と我々使用者の方で分かれていますが、学識経験者の方はオブザーバーということでおよろしいのですか。要するに審議の結論には参加しないということで、結局今の話だと我々使用者の方で意見をという流れなのだけど、結論付けについては、学識経験者はオブザーバーということでおよろしいのですか。

事務局 いえ、これは構成の中で、学識経験者ですので、色々な経験なり知識を持っているということで、その分野の中で意見をいただくということで、意見をするしないについては全て平等でございます。

委 員 というと、例えば今回の案件に関して、事務局から出された案件に関して賛成です、反対です、保留ですということに関しては…

事務局 参加していただきます。

議 長 どうでしょう、方向性として13%にするとして、そのような方向性にするとして賛成をいただければ、次回までに具体的な資料を作ってもらって。今までの説明でまだ足りないところがあれば…

委 員 全員一致の賛成が必要なのかどうかですね。保留の方もいらっしゃいます。

答申として審議会ですから、こういうことだというのもいいのではないでしょ
うか。全員一致ではなくてこういう意見もあるし、保留の方もあるしということで
もよろしいのではないかと思うのですが。

事務局 今日ある程度の改定率を示していただければ、次回はその率に対して、先程委
員から話がありましたような基本使用料もしくは排水量の体系でどこを厚くど
こを薄くというような何パターンか作りまして、一番これがいいのではないか
とご検討いただけるような資料を作りたいと思っております。出来ましたら今日
は率について数字を出していただければありがたいと思います。

議 長 そういうことですので、改定率13%も止むを得ないというお考えの方は申し訳
ないのですが、挙手をお願いします。

(出席委員全員が挙手)

議 長 ありがとうございます。

事務局 そうしますと、次回、排水量の区分ごとの資料を出させていただきます。今言
われます13.1%、使用料単価151円を基に具体的な数字の表を作らせていただいて、
再度検討させていただくような資料を作らせていただきますので、検討をお願い
します。

委 員 13.1%というのは、排水量の多い方の区分が13.1%という…

事務局 排水量が多いところにした場合ですか、均等にした場合ですかいくつかご
用意させていただきます。

それと、13.1%だけでよろしいですか。先程150円で行きますと12.3%というの
があるのでですが。

委 員 %にするのか金額にするのか。

事務局 個々に具体的にやるとずれてくると思いますが。

事務局 今日の話の中で13%というのが出てしまつておりましたので、厳密に言うと
13.1%ということですので、そういう理解でよろしいでしょうか。

委 員 2ヶ月で565円、それを基本にお考えいただきたい。

事務局 分かりました。13.1%ということです。

議 長 それでは、今の議論を踏まえて次回事務局に資料の作成をお願いします。

委 員 13.1%で検討するのは問題ないのですが、審議会の意見として、「同時に接続率を上げていくことも望ましい」ということも一緒に入ることですよね。

事務局 それは答申書の中に表現として入れさせていただきます。

委 員 それは是非入れていただきたいと思います。

委 員 今保留というご意見もあったし、そういったところのご意見も入れていただけるのですか。

事務局 今のご意見に限らず、審議会としてのご意見を抽出させていただいて、表させていただきたいと思います。

委 員 前回の時に財政状況について、町の財政がどうなっているか分かりにくいということを申し上げたのですが、町の広報を見ますと10月号に健全化判断比率というものが出ていまして、「町の財政は健全ですよ」と言っているわけですよ。こういうふうに大きく出てしまうと先程委員がおっしゃったように本当に困っているのということがなかなか分からぬのですね。ただ、ちょっと決算審査の意見の時に扶助費や繰出金の増加に伴い経常収支比率が上昇しというのがあります、ほんの小さくここに書いてあるだけなのです。だから、こういうものはもつとはつきり分かるようにしてほしい。

それと議会だよりも、その辺のところは全く触れられていないですね。審議はしていると思うのですが、町民のためにPRするという部分では何にも触れられていないですね。

ただ、もう一つですね、ミニコミ誌に平成26年度の決算で経常収支比率が100.5%と出ているのですね。とんでもない数字が出てきているのですね。ですが、さつき説明を受けたらそうではないのですね。ですから、こういうのが一人歩きしてしまっていると思うのですね。そういう意味でもはつきりした数字を広報なり財政なりにお願いしてですね、もっと下水道の引き上げがスムーズにいくようなPRをお願いしたいと思います。

議 長 その他はありますか。事務局。

事務局 次回は12月22日（火）午前10時からこの役場の第一会議室で開催させていただきますので、年末でお忙しいところですがよろしくお願ひいたします。

また、今回は資料がぎりぎりになってしまい申し訳ありませんでした。出来るだけ余裕をもってお渡しできるように努めさせていただきたいと思います。

また、議事録が出来上がりましたら、委員の皆様に送付させていただきますので、確認の方をよろしくお願ひいたします。

議 長 本日の予定議題は全て終了しましたので、進行を事務局に返します。

事務局 委員の皆様には、長時間のご審議をありがとうございました。これをもちまして、本日の運営審議会は閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以 上